○国土交通省告示第千百九十八号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年九月十一日	株式会社みゆき学園	宮崎県都城市五十町四五四〇番地三	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第千百九十九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月五日

国土交通大臣　井林　辰憲

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年九月十一日	株式会社エムアールエスコンサルタント	大阪府大阪市北区堂島一丁目四番四号ＮＪビル五階	貨物軽自動車安全管理者講習

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小島　優

(一)　令和八年十月五日

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　四号

(四)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
栗原市金成沢辺神林一六四番一から同市金成沢辺神林前一八五番一まで	前	二三・三一～八五・七〇（メートル）
	後	二三・三一～四五・七一（メートル）〇・二三〇〇・二三〇

(五)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和八年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年十月五日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

（別紙）

認定更新番号表

（平成８年10月１日）

製造業者名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
代表取締役　谷口　吏 浄化槽業者名 アムズ㈱		
〃　ＦＸＦ－１型	4－21K－1E－001	4－26K－1E－001
〃　ＦＸＦ－２型	4－21K－H－001	4－26K－H－002
〃　ＦＸＦ－３型	〃　－1	〃　－1
〃　ＦＸＦ－４型	〃　－2	〃　－2
〃　ＦＸＦ－５型	〃　－3	〃　－3
〃　ＦＸＦ－６型	〃　－4	〃　－4
ニッコー㈱ 代表取締役社長　三谷　明子 ニッコー小規模浄化槽	〃　－5	〃　－5
ＮＳＡ－14型	4－22－H－001	4－26K－H－003
ＮＳＡ－16型	〃　－1	〃　－1
ＮＳＡ－18型	〃　－2	〃　－2
ＮＳＡ－21型	〃　－3	〃　－3
ＮＳＡ－25型	〃　－4	〃　－4
ＮＳＡ－30型	〃　－5	〃　－5
ＮＳＡ－35型	〃　－6	〃　－6
ＮＳＡ－40型	〃　－7	〃　－7
ＮＳＡ－45型	〃　－8	〃　－8
ＮＳＡ－50型	〃　－9	〃　－9

○岐阜県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月五日

岐阜県公安委員会委員長　河合刀記夫

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年十月六日まで

変更後

指定の期限　令和九年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年十月六日まで

変更後

指定の期限　令和九年一月六日まで

○愛知県公安委員会告示第二十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月五日

愛知県公安委員会委員長　増井　敬二

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年十月六日まで

変更後

指定の期限　令和九年一月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年十月六日まで

変更後

指定の期限　令和九年一月六日まで